

2020年7月10日

日産自動車株式会社

代表執行役社長兼最高経営責任者 内田 誠

問合せ先: IR部 主担 坂田豊幸

当社のコーポレートガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・ 当社は、＜人々の生活を豊かに＞というビジョンの下、信頼される企業として、独自性に溢れ、革新的なクルマやサービスを創造し、その目に見える優れた価値を、全てのステークホルダーに提供するために、コーポレートガバナンスの向上を経営に関する最重要課題のひとつとして取り組む。
- ・ 当社は、社会からの要請や社会的責任を常に意識しながら事業活動を展開し、事業の持続的な成長とともに、持続可能な社会の発展に尽くす。
- ・ 当社は、明確な形で執行と監督・監視・監査を分離できる指名委員会等設置会社を選択する。これにより、意思決定の透明性を向上するとともに、迅速かつ機動的な業務執行を実行する。
- ・ 当社は、取締役会その他の機関による監督・監視・監査を通じて、内部統制、コンプライアンス及びリスク管理体制の実効性を担保する。当社の執行役及び役職員は、かかる監督・監視・監査に対し、常に真摯に対応する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 **更新**

【原則 1-4】政策保有株式

(2) 政策保有の適否に関する検証

取締役会において、政策保有株式について、個別銘柄ごとに保有目的、保有に伴う便益等の検証を行い、保有の妥当性を判断している。なお、当社の保有する政策保有株式は、その保有目的に鑑み、資本コストの観点からの検証は行っていない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 **更新**

【原則 1-4】政策保有株式

(1) 政策保有に関する方針

株式の政策保有については、当社の事業上のメリットの実現を目的とし、連携・協力関係を構築するために合理的に必要とされる範囲に限定することを基本方針としている。政策保有の適否については、取締役会にて、個別銘柄ごとの取引の性質や規模等を踏まえ、保有に伴う中長期的な便益やリスクを検証のうえ、保有の継続が適当でないと判断された場合には、売却を含めた検討を行うこととしている。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使の具体的基準

当社は、政策保有株式にかかる議決権行使に際しては、株式の保有目的を鑑み、また保有先企業の経営方針、戦略を十分検討した上で、中長期的な企業価値の向上の観点に立ち、議案への賛否判断を行う。

【原則 1-7】関連当事者間の取引

役員や主要株主との取引を含め、会社が取引を行う場合には、取引の重要性や性質に応じて、財務、経理、税務、法務等の各種機能からの検討を行うとともに、案件に応じたレベルの決定者による承認が必要な旨、社内規定に定めている。

また、取締役及び執行役と会社との利益相反取引については、取締役会の承認及び取引後の重要な事実の取締役会への報告を必要とする旨、取締役会規則に規定している。さらに、取締役利益相反解消指針では、取締役と会社との利益相反とは何かを定義し、取締役に対し利益相反又は潜在的な利益相反を報告する義務を課すとともに取締役の利益相反を解決するプロセスなどを規定している。

【原則 2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は規約型確定給付企業年金を運営している。

年金資産の運用にあたっては、財務担当役員以下適切な資質を有する人材で構成された資産運用委員会にて、「年金資産運用の基本方針」に基づき、最適な資産配分比率、運用体制等を決定し、個別の運用については、加入者・受給者と会社間の利益相反が生じないよう、各運用受託機関に一任している。

また、人事・財務・経理・内部監査・法務の各部門の責任者と労働組合の代表者で構成する企業年金運営管理委員会を定期的実施し、財政運営、資産運用等について確認を行い、加入者・受給者の安定的な年金資産形成と、健全かつ継続的な制度維持管理運営を実現している。

【原則 3-1】情報開示の充実

- (1) 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

当社のビジョン及びミッションは、当社ホームページ(<https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/MESSAGE/VISION/>)に掲載している。

また、中期経営計画は、当社ホームページ(<https://www.nissan-global.com/JP/IR/MIDTERMPLAN/>)に掲載している。

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の 1-1「基本的な考え方」に記載している。

- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬に関する方針と手続は、第 121 期有価証券報告書(<https://www.nissan-global.com/JP/DOCUMENT/PDF/FR/2019/fr2019.pdf>)55 ページから 56 ページに記載している。

- (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、コーポレートガバナンスガイドライン(https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Guidelines_JP.pdf)を制定し、取締役の選任の方針について第 15 条に規定している。

取締役の指名の手続きにおいては、指名委員会がその選解任に関する株主総会議案を策定し、そのために必要な基本方針を決定する権限を有している。

代表執行役の選定及び解職に関する議案は指名委員会が決定し、取締役会にて決定する。

執行役の選解任は代表執行役が候補者を取締役会に提案し、取締役会にて決定する。

- (5) 取締役が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者の選任・指名理由については、株主総会参考書類にそれぞれ示しているとおりであり、各人の経歴等が、会社の取締役の選任・指名方針と整合している。

また、代表執行役はその経営執行に関する能力や経験等をふまえて指名委員会で候補者が論議・決定され、取締役会で選定された。

執行役はその経営執行に関する能力や経験等を踏まえて代表執行役が取締役会に提案し、選任された。

【補充原則 4-1-1】取締役会の役割・責務

当社は、明確な形で執行と監督・監視・監査を分離できる指名委員会等設置会社を選択している。取締役会は、取締役会規則において、経営の基本方針等、法令・定款に定められた事項を含める形で、取締役会決議事項を明確化している。取締役会においては、取締役会規則に定めた重要事項の決定を行うとともに、効率的かつ機動的な経営を行うため、業務執行に関する権限については、原則として執行役に委譲している。また、社内規定を整備し、代表執行役、その他執行役及び執行役員に対する委任の範囲を明確化している。

【原則 4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、取締役独立性基準(https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Standards_JP.pdf)を制定し、開示している。

【補充原則 4-11-1】取締役会の実効性確保のための前提条件

当社は、コーポレートガバナンスガイドライン(https://www.nissan-global.com/JP/COMPANY/PROFILE/CORPORATEGOVERNANCE/pdf/Guidelines_JP.pdf)を制定し、取締役の選任について第 15 条に規定している。

【補充原則 4-11-2】取締役会の実効性確保のための前提条件

取締役の重要な兼職の状況については、事業報告及び株主総会参考書類の該当項目において記載している。

【補充原則 4-11-3】取締役会の実効性についての分析・評価

＜実効性評価の実施＞

取締役会の実効性については、質問票形式による取締役の自己評価を実施した。実施にあたっては、当社のコーポレートガバナンスガイドラインの定めに基づき、質問項目の作成、回答の集計及び分析について第三者評価機関を活用し、実効性評価に対する監査委員会による監査も行われた。また、評価結果については、2020 年 5 月の取締役会へ報告された。

＜実効性評価の結果＞

当社のガバナンスの改善が大変迅速かつ確実に実行され、各委員会を含めて機能していること、多様な視点から活発な議論

や意見交換ができていることが評価され、取締役会の実効性は確保されていることが確認された。

取締役会の実効性や運営環境を更に高めるための方策として、会社の持続的な成長や企業価値の向上の為の中長期的な戦略の議論を継続すること、また、執行と監督の相互理解・コミュニケーションの為の業務報告会や勉強会、事業所訪問を継続して実施すること、加えて、取締役会運営方針に則った、速やかで適切な情報の提供を引き続き実施すること等を、取締役会において審議した。

【補充原則 4-14-2】取締役のトレーニング

取締役を対象に、行動準則、コンプライアンスや情報セキュリティ等をテーマとした研修を実施するほか、事業の説明や事業視察の機会の提供を行っている。

【原則 5-1】株主との建設的な対話に関する方針

- (1) 株主との対話全般について建設的な対話を実現する責任を持つ経営陣又は取締役の指定

当社は、IR 担当役員を中心に、会社情報の適時・適切な開示と継続的なコミュニケーションを通じて、株主・投資家の皆様との建設的な対話を行い、相互信頼の関係を構築していく。

- (2) 対話を補助する社内の各部門等の有機的な連携のための方策

IR 専任の部署を設け、必要に応じ、経営企画、財務、経理、法務等の他の部門と適宜連携を行い必要な情報を得るなどしつつ、対話を行う。

- (3) 対話の充実に関する取組み

機関投資家・アナリスト等に対しては、決算説明会をはじめ、投資家層の関心に即した事業戦略等の説明会等をタイムリーに行うほか、海外ロードショーを行い、海外の投資家との対話も進めている。また、個人株主・個人投資家に対しては、株主総会終了後に株主懇談会を開催し、株主と経営陣との直接の対話の機会を設けているほか、個人投資家向け会社説明会を証券会社と共同で開催している。

- (4) 株主の見解・意見を経営陣に伝達するための方策

以上の施策を通じて得られた株主・投資家の意見等は、担当役員を経て経営陣にフィードバックされ、経営の参考とされている。

- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

インサイダー取引の防止のため、四半期ごとの決算基準日翌日から決算発表日までの間は、決算情報に関する対話を控えている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】**更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ルノー エスエイ	1,831,837,027	43.40
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカUNT ナンバー ワン	142,561,014	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	101,168,200	2.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9)	75,019,200	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	69,303,200	1.64
日本生命保険相互会社	54,028,652	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 5)	48,035,100	1.14
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジェイピーアールデイ アイエス ジー エフイーーエイシー	42,136,396	1.00
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 1300000	34,400,450	0.82
ジェーピー モルガン チェース バンク 385151	33,851,114	0.80

支配株主(親会社を除く)名	なし
---------------	----

親会社名	なし
------	----

補足説明

—

3. 企業属性

上場市場区分	第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1,000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上 300社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレートガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は上場子会社として日産車体株式会社の発行済株式の総数の43.1%の株式を保有している。 同社は、国内で2019年度に年間18万6千台の生産を行うほか、LCVの生産をグローバルで担っており、重要な役割を果たしている。同社とは緊密な関係を保ちつつも、上場子会社としての経営の独立性を尊重し、株主全体の利益最大化及び企業価値の持続的拡大を図っている。
--

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	7名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	7名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村 康	他の会社の出身者								△			
豊田正和	他の会社の出身者								○			
井原慶子	その他											
永井素夫	他の会社の出身者					△						
ベルナール デルマス	他の会社の出身者								△			
アンドリュウ ハウス	他の会社の出身者								△			
ジェニファー ロジャーズ	その他											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

※本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

会社との関係(2) **更新**

氏名	所属委員会			独立 役員	適合項目 に関する 補足説明	選任の理由
	指名 委員会	報酬 委員会	監査 委員会			
木村 康	○		○	○	—	日本の基幹産業における経営者としての経験によるものである。企業経営に関する豊富な経験と知見を持ち、経団連での役職のほか、石油連盟会長の経験を有している。2019年6月の就任以来、取締役会議長、指名委員会委員、監査委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
豊田正和	○		○	○	—	経済産業審議官や内閣官房参与などの要職を歴任し、経済、国際貿易、エネルギー及び環境などの分野において豊富な経験と知見を有することによるものである。2018年6月の就任以来、昨年度は筆頭独立社外取締役、指名委員会委員長、監査委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
井原慶子	○	○		○	—	国際的な女性レーシングドライバーとして活躍されるとともに国内外の自動車メーカーとの技術開発及び環境車普及に長年携わり、大学研究機関での MaaS 研究など自動車産業に関する豊富な経験と知見を有することによるものである。また、国際機関における組織統治及び人材育成を牽引した幅広い業務経験を有している。2018年6月の就任以来、昨年度は報酬委員会委員長、指名委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
永井素夫	○	○	○	○	—	株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社等の要職を歴任され、財務・経理及びリスク管理等の分野において豊富な経験と知見を有しているためである。2014年より当社の常勤監査役として豊富な業務経験を有しており、昨年度は監査委員会委員長、指名委員会委員、報酬委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
ベルナール デルマス		○		○	—	自動車業界での国際的な経営経験によるものである。研究開発や事業計画、複数部門を統括するマネジメントに関する豊富な経

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

						験と知見を有している。2019 年 6 月の就任以来、報酬委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
アンドリュー ハウス	○			○	—	国際的な企業経営の経験を有し、グローバル企業での要職を通じた消費者向け製品の顧客ニーズや新しいテクノロジーについて、豊富な経験と知見を有しているためである。また、国内外での業務経験を通じた多文化的視点も持ち合わせている。2019 年 6 月の就任以来、指名委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。
ジェニファー ロジャーズ		○	○	○	—	法務、コンプライアンス、リスクマネジメントに関する豊富な経験と知見によるものである。同氏は、グローバル展開を行っている日本企業における取締役、国際的な金融機関における企業内弁護士、法務責任者の業務経験を有している。2019 年 6 月の就任以来、報酬委員会委員、監査委員会委員として監督いただき、当社の経営全般について客観的かつ広い視野に立ち、社外取締役としての職責を十分に果たしていただいていることから、選任している。 また、東京証券取引所の定める独立性基準に抵触していないとともに、当社の取締役独立性基準を満たしていることから、独立役員に指定している。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	6	0	1	5	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	1	1	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	更新	7 名
--------	----	-----

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との 兼任の有無
			指名委員会	報酬委員会	
内田 誠	あり	あり	×	×	なし
アシュワニ グプタ	あり	あり	×	×	なし
クリスチャン ヴァンデンヘンデ	なし	なし	×	×	なし
スティーブン マー	なし	なし	×	×	なし
坂本秀行	なし	あり	×	×	なし
星野朝子	なし	なし	×	×	なし
中畔邦雄	なし	なし	×	×	なし

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。 当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要としている。
--

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査委員会は、監査の実施にあたり、監査委員会、内部監査部門及び会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取組みを実施している。監査委員会のリーダーシップの下、三者間での連携により、監査上の指摘事項及びその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っている。また、監査委員会は、内部監査部門を管轄し、定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っている。監査委員会は、会計監査人からも同様に報告を受けるとともに、監査の品質管理体制について詳細な説明を受け、その妥当性を確認している。
--

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
-------------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
(個別の執行役報酬の)開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って開示を行っている。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
-------------------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、顧客、株主、事業を展開する地域社会、従業員といった当社のステークホルダーに最大限の価値をもたらすべく、その価値創造に向けて動機づけられるよう設計されることを、基本方針とする。かかる方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬等は、以下の原則を総合的に勘案して、決定するものとする。 ●ガバナンスと監督責任 当社は、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、及び企業倫理のより一層の向上に努めている。報酬プログラムについても、このような動きを踏まえて、効果的に運用され、方針に沿っているかを適切に監督していく。 ●公平性と透明性 人種、性別、国籍、個人の属性にかかわらず、公平で一貫した報酬プログラムとする。業績評価や報酬の仕組みは、透明性のある開かれたものとし、公平な取扱いを前提とする。 ●価値創造とアカウンタビリティ 顧客、株主、事業を展開する地域社会、従業員といった当社のステークホルダーに対して長期的な価値を創造できるような業績や行動に繋がる報酬のプログラムとする。 ●優位性 人材確保において競合している自動車企業やグローバル大企業に比肩する、優位性のある報酬を提供する。 ●運用の実効性 報酬プログラムは、適切に運用され、役員にも理解しやすく、費用対効果が高く、グローバルに適用されうる、実効性があるものとする。
--

●変革と適応

当社は、テクノロジーや人々の生活が大きく変化している環境下で、グローバルに事業を展開している。よって、グローバル基準の視点を持って、今後も人材市場とビジネス環境の多様性に報酬プログラムを適応させる。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のみで構成される会合(社外取締役ミーティング)を定期的に開催する。社外取締役ミーティングは、独立性を有する社外取締役の中から筆頭独立社外取締役を選定するものとし、上記社外取締役ミーティングの議長は、筆頭独立社外取締役が務めることとする。なお、筆頭独立社外取締役は取締役会議長を兼任しない。

また、取締役会の指示のもと、執行役に対する監督のため必要となる活動並びに取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会及び社外取締役ミーティングの適切な運営に必要な活動を行う、取締役会室を設置した。取締役会室のスタッフの評価は、執行役の意向のみによって決定されない体制とする。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】 **更新**

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、 報酬有無等)	社長等 退任日	任期
小枝 至	名誉顧問	公益財団法人日産財団理事長 春光会会員 (経営非関与)	・ 非常勤 ・ 報酬有(定額)	2008/06/25	2019 年 8 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日まで (1 年間)

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 **更新** 1 名

その他の事項 **更新**

- ・ 当社は 2020 年 1 月 14 日開催の取締役会において、今後は、相談役・顧問制度を原則廃止することを決定した。
 - ・ なお、常務執行役員以上の地位に就いた者が、当社にとって有益な業界活動又は対外的な活動を担う場合には特別アドバイザー(原則として無報酬)を委嘱することがある。
- ただし、以下に該当する場合には、特別アドバイザーの委嘱決定の手続きを加重する。
- ①執行役の地位に就いた者に委嘱する場合は、取締役会に対し報告する。
 - ②特別アドバイザー規程所定の職務以外で特別アドバイザーを委嘱する場合は、指名委員会での審議を経たうえで、取締役会で決定する。
 - ③報酬を支払う場合は、報酬委員会での審議を経たうえで、取締役会で決定する。
- ・ 相談役・顧問制度を原則廃止する経過措置として、制度廃止決定時点で在任していた名誉顧問等については、既存の契約期間が満了するまでは従前の役職名、勤務形態、条件を継続し、在任することとしている。なお、継続的な委嘱が必要な際には新たに決定された規則、手順に従って契約手続きを行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要) **更新**

①取締役会の活動状況

- ・ 当社の取締役会は独立社外取締役が議長を務め、また取締役 12 名のうち 7 名が独立社外取締役である。
- ・ 取締役会では、法令及び取締役会規則に基づき、株主総会議案、各委員会の構成員、経営戦略並びに事業計画等の当社グループ経営に関わる重要事項等について決議している。また、四半期毎の決算に加え、業務執行状況の進捗、内部統制に関する活動等について定期的に報告を受けており、中期経営戦略についても議論を実施している。
- ・ 取締役会の議論の充実化を目的として、筆頭独立社外取締役が議長を務める社外取締役のみによる会合を定期的に開催し、当社のコーポレートガバナンス及びビジネスに関する事項等について幅広く議論している。本会合を通じて得た意見を経営と以降の取締役会議論に反映する運営を行っている。
- ・ また、当社事業に関する理解促進のため、執行側からのビジネスブリーフィング、現場の視察会、試乗会等、年間を通じて、取締役向けの様々な研修プログラムを実施している。

②各委員会の活動状況

●指名委員会

指名委員会の委員長は独立社外取締役であり、また、委員 6 名のうち 5 名が独立社外取締役である。当委員会では、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容の決定、取締役会に提案する代表執行役の選定及び解職に関する議案の内容の決定、及び社長兼最高経営責任者の後継者計画の内容の策定及び年次の検証を行う

権限を有している。

当事業年度における、当委員会の活動には以下が含まれる。

- ・ 代表執行役の選任議案を審議
- ・ 臨時株主総会に提出する取締役選任議案を審議
- ・ 第 121 回定時株主総会に提出する取締役選任議案について審議
- ・ 社長兼最高経営責任者の後継者育成計画プロセスについて審議

●報酬委員会

報酬委員会の委員(委員長を含む)は、4 名全て独立性を有する社外取締役としている。当委員会は、法定の権限である取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定に加え、取締役及び代表執行役の個人別の報酬額を決定する権限を有している。

当事業年度における、当委員会の活動には以下が含まれる。

- ・ 取締役及び執行役の報酬に関する方針の決定
- ・ 報酬水準検討のための参照先とするベンチマーク企業を選定、外部第三者専門機関の調査結果も踏まえた報酬水準の審議
- ・ 取締役及び執行役の当事業年度の報酬額及び個人別の報酬等の決定
- ・ 執行役の退任に伴う報酬決定方針の策定及び退任時報酬額の決定
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権の廃止決議及び新インセンティブ報酬制度の審議

●監査委員会

委員長は独立社外取締役であり、また、委員 5 名のうち 4 名が独立社外取締役である。当委員会では、内部統制システムの構築・運用状況を含む業務執行の監査の一環として、年度監査計画に従って、また、必要に応じて、執行役、執行役員及び使用人から、当社及びグループ会社の業務執行に関する報告を受けている。また、委員長は、社長兼最高経営責任者をはじめとする執行役等と、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行っているほか、重要会議等に出席し意見を述べるとともに、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び使用人に対して説明又は報告を求めている。委員長が収集した情報については、適時に他の委員にも共有されている。

さらに、当委員会は、監査の実施にあたり、当委員会、内部監査部門及び会計監査人の三者が適宜連携し、三様監査の実効性を高める取組みを実施している。当委員会のリーダーシップの下、三者間での連携により、監査上の指摘事項及びその対応状況をタイムリーに共有し、内部統制の実効性の向上を図っている。また、当委員会は、内部監査部門を管轄し、定期的に内部監査計画に基づく内部監査の進捗やその結果について報告を受けるとともに、必要に応じて、内部監査部門に対して内部監査に関する指示を行っている。

加えて、当委員会は、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある内部通報の通報先となり、関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制を構築の上、その対応に当たっている。

当事業年度における、当委員会の活動には以下が含まれる。

- ・ 元会長を被告とする損害賠償訴訟の提起、その他元会長らによる重大な不正行為に関する責任追及と損害回復のための適切な措置の実施
- ・ 会計監査人からの当事業年度における四半期レビュー結果報告の聴取
- ・ 当社製造拠点及び国内外主要子会社の往査(3 拠点及び 21 社)
- ・ グループ各社の監査品質向上を目的とした連絡会の実施

3. 現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由

当社は、意思決定の透明性を向上するとともに、迅速かつ機動的な業務執行を実行するため、明確な形で執行と監督・監視・監査を分離できる指名委員会等設置会社を採用している。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として株主総会開催日の 3 週間前に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトに掲載している。
集中日を回避した株主総会の設定	本年の定時株主総会は、6 月 29 日(月)に開催した。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

電磁的方法による議決権の行使	株主総会に出席することのできない株主は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができる。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	株式会社 ICJ の運営する議決権電子行使プラットフォームに参加している。
招集通知(要約)の英文での提供	当社 web サイト等において公開している。
その他	—

2. IR に関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	—	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社と共同で、個人投資家向けセミナーを開催している。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	年 4 回の決算発表後、決算説明会を実施している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外ロードショー(投資家訪問)を年 1 回以上実施している。	あり
IR 資料をホームページ掲載	英文資料も公開している。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部署:IR 部 IR 担当役員:田川 丈二(専務執行役員)、辰巳 剛(常務執行役員) IR 事務連絡責任者(情報取扱責任者):坂田 豊幸(IR 部主担)	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重については、当社「グローバル行動規範」の信条として明文化されている。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	環境保全活動及び CSR 活動に積極的に取り組んでおり、その結果を「サステナビリティレポート」として報告し、当社ホームページでも開示している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内外に対する経営の透明性を重視し、ステークホルダーに対する積極的な情報開示に努めている。
その他	当社の取締役及び執行役員 16 名(うち 3 名は取締役と執行役を兼務)の構成は、男性 13 名・女性 3 名(女性比率 19%)及び日本人 8 名・外国人 8 名となっている。 また、執行役及び執行役員 49 名の構成は男性 47 名・女性 2 名である(女性比率 4%)及び日本人 30 名・外国人 19 名となっている。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム等に関する事項の概要は、下記のとおりである。なお、会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針は、取締役会で決議している。 (1) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 ①法令に基づく会社の機関設計として指名委員会等設置会社制度を選択した上で、取締役会において、経営の基本方針等、法令、定款及び取締役会規則に定めた重要事項の決定を行う。 ②効率的で機動的な経営を行うため、原則として業務執行の決定に関する権限(法令で定められた取締役会専決事項に係るものを除く)を大幅に執行役に委譲する。 ③執行役社長兼最高経営責任者等を構成員として、事業戦略、重要な取引・投資等の会社の重要事項について審議し議論

するエグゼクティブ・コミッティ、及び会社の日常的な業務執行に関する事項について審議し議論する別のコミッティを設置する。

- ④地域及び特定の事業領域に関する事項を審議し議論するマネジメントコミッティを設置する。
- ⑤クロス・ファンクション活動(機能横断的活動)を進めるため、クロス・ファンクショナル・チーム(CFT)を置いている。CFT は、会社が取組むべき各種の課題や問題を発掘し、それをライン組織に提案する。
- ⑥社内意思決定の迅速化を図り、意思決定プロセスを明確にするため、明確で透明性の高い、各執行役及び使用人の権限と責任を定める権限基準を整備する。
- ⑦中期経営計画及び年度事業計画の策定を通じ、経営方針と事業目的を具体化し、共有することにより、効率的かつ効果的な業務執行を行う。

(2) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①世界中のグループ会社で働く全ての社員を対象として「グローバル行動規範」を策定し、その周知・徹底を図る。
- ②行動規範の遵守を確実なものとするため、e ラーニング等の教育プログラムを充実させる。
- ③当社の取締役や執行役等を対象に、「取締役・執行役等の法令遵守ガイド」を策定し、その遵守を徹底する。
- ④反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑤当社の役員・従業員は、業務遂行上、直接・間接を問わず、詐欺・恐喝等の不正・犯罪行為に関わることなく良識ある行動をとるものとし、そのような不正・犯罪行為又はそのおそれがある事態に遭遇した場合は、毅然とした態度で臨むと同時に、速やかに上司及び専門の委員会に報告し、その指示に従う。
- ⑥これらの遵守状況をチェックし、遵守を保証するための仕組みとして、「グローバルコンプライアンス委員会」を設置する。また、コンプライアンス部署が検知したコンプライアンス課題のうち執行役等のマネジメントの関与の疑義があるものについては、監査委員会に直接報告を行う。
- ⑦内部通報制度を導入し、社内外に窓口を設置することにより、社員からの意見・質問・要望及びコンプライアンス違反の疑いのある行為等について直接当社マネジメントに伝えることを可能とし、執行役等のマネジメントの関与の疑義がある案件については、通報先を監査委員会として関係する執行役等が通報者及び通報内容を知りえない体制とする。
- ⑧社内規程を整備し、教育・研修プログラムを通じて、周知・徹底と啓発を行う。
- ⑨金融商品取引法及び関連する規則や基準に基づき、財務報告の正確性と信頼性を確保するための内部統制の仕組みを強化するべく努めている。当社における財務報告にかかる内部統制には、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準(J-SOX)に準拠して実施するテスト、評価及び報告の手続を遵守することを含んでいる。プロセスを整備し、適切に運用するべく取り組むとともに、検出された会計及び内部統制に関する不備を適切にフォローアップし、その是正に取り組む。
- ⑩取締役会は、その構成員の過半数及び議長に独立性を有する社外取締役(独立社外取締役)を選任し、執行役からの定期的な報告受領、独立社外取締役のみによる会合の定期開催、筆頭独立社外取締役の設置、事務局の人員・機能の充実化及び独立性確保等の諸策を講じる等して、執行役等の職務執行状況の監督に注力するとともに、その実効性について、3年に一度、第三者評価機関による評価を受ける。
- ⑪監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とし、適切な資質・能力を有する取締役を選任し、執行役等の職務執行状況を監査する。また取締役会の監督機能の実効性についても、適切に監査する。
- ⑫当社及びグループ会社の業務執行に関するプロセス、ポリシー、法令その他の問題について遵守がなされているかの監査を定期的に行うことを目的に、監査委員会の管轄の下、専門の内部監査部門を設置し、有効かつ効率的なグループ・グローバルな内部監査を行う。また、リージョンの内部監査部門を設置し、当社のグローバル内部監査室の統括の下に内部監査を行う。
- ⑬監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で随時連携を行う。
- ⑭ルノーその他の主要株主又はアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社と当社との間における利益相反の可能性に鑑み、当社の代表執行役は、ルノーその他の主要株主若しくは三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役その他の役職員を兼任してはならないものとし、当社の代表執行役就任時に当該役職員に就任している場合には、速やかに兼任を解消するための措置を採るものとする。
- ⑮ルノーその他の主要株主若しくはアライアンスの相手方である三菱自動車工業株式会社又はその子会社若しくは関連会社において取締役、執行役等を務めた経験を有する取締役は、当該勤務経験先と当社グループとの間で利益が相反する可能性のある議案が当社の取締役会に上程される場合には、当該議案の審議及び決議に参加しないものとする。
- ⑯当社・ルノー・三菱自動車間のアライアンスに関する活動については、三社で共同運営する機能に関するものも含め、当社

の取締役会、エグゼクティブ・コミッティ、関係する執行役等の指揮、監督のもと行う。また、関連する意思決定は、権限基準に基づき、当社の取締役会、執行役、又は従業員が法令を遵守し、当社・ルノー・三菱自動車間の利益相反の可能性にも配慮した上で行う。

⑩社内組織の新設又は変更にあたり、法務、経理、財務その他の管理部署の牽制機能を阻害する可能性のある権限分掌構造を採用しないものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、発生率の低減を図るとともに、万一発生した場合に会社と与える被害の最小化に努め、その目的達成のため、「グローバルリスク管理規程」に基づき行動する。
- ②全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等具体的対策を講ずる。
- ③全社的レベルのリスク以外の個別のビジネスリスクの管理は、それぞれのリスク管理責任者が担当し、リスクの発生を極小化するために、本来業務の一環として必要な措置を講じる。
- ④内部監査部門は、監査委員会の管轄の下、リスクベースの手法による内部統制の状況に対するアシュアランス、及び必要に応じたコンサルティングの提供を目的として、関連する監査基準等に従って監査活動を行う。

(4) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①法令及び社内規則の定めるところに従い、当社の執行役の職務の執行に係る文書その他の情報を保存し、適切に管理する。
- ②各部署の業務遂行に伴って職務権限基準に従って決裁される案件は、書面又は電子システムによって決裁し、適切に保存・管理する。
- ③これらの情報は、主管部署が秘匿管理に配慮した厳格な管理を行っており、特に重要な経営会議体に関する資料等については、当社の取締役、執行役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、合理的な範囲で閲覧できる仕組みとする。
- ④情報の作成・利用・管理等に関するポリシーを整備し、情報の適切な保管・管理を徹底のうえ、情報の漏洩や不適切な利用を防止する。さらに、情報セキュリティ委員会を設置し、全社的な情報セキュリティを総合的に管理するとともに、情報セキュリティに関する意思決定を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①適正かつ効率的で統一的なグループ経営が行われるよう、グループ会社横断的な各種マネジメントコミッティを設置する。
- ②マネジメントコミッティを通じて、グループ会社に対して情報を伝えるとともに、当社の経営方針を共有し、国内外のグループ会社の意思決定が効率的かつ迅速に行われることを確保する。
- ③各グループ会社においても、明確で透明性の高い権限基準を策定するため、当社は協力する。

(b) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①グローバル行動規範の下に、グループ各社は各社独自の行動規範を策定するとともに、グローバルコンプライアンス委員会を設置し、法令や企業倫理の遵守を図っている。グローバルコンプライアンス委員会では、定期的に国内外のグループ会社の状況をモニターし、さらなる法令及び定款の遵守並びに企業倫理の徹底に取り組む。また、グループ会社でも内部通報制度を導入し、意見・質問・要望等を直接所属会社又は当社に提出する仕組みを整備する。
- ②内部監査部門は、グループ会社の業務執行の監査を実施するとともに、リスクマネジメント、コントロール及びガバナンスプロセスの有効性の評価並びに向上を目的として監査を実施する。
- ③監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行う。
- ④特にグループ会社に対する内部監査その他のモニターの範囲や頻度等については、特定されたリスク、当該グループ会社の規模や業態、重要性等に応じて適宜、合理的な差異を設ける場合があり得る。

(c) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①グループ会社は、グローバルリスク管理規程に基づき行動する。
- ②グループ全体に影響を与えるグループ会社のリスクのマネジメントについては、リスクマネジメント委員会メンバーを中心に管理責任者として任命し、その責任の下具体的対策を講じる。
- ③上記以外のグループ会社のリスクに関するマネジメントは、それぞれのグループ会社が責任をもち、リスクの発生を極

小化するために必要な措置を講じる。

(d) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

上記(a)ないし(c)で述べた体制のほか、当社の各機能部署によるグループ会社の対応する機能部署との連携等複数のルートを通じて、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項のうち重要な事項の報告をグループ会社に求め、その把握に努める。

(6) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する当社の監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査委員会の職務を補助するための組織として監査委員会事務局を設置し、スタッフを必要数配置し、監査委員の指揮命令の下にその職務を遂行する。

② 当該スタッフの評価は監査委員間で協議し、人事異動や懲戒処分については、監査委員会の同意を必要とする。

(7) 当社の監査委員会への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制

① 当社の監査委員会は、年度監査計画を策定し、監査を実施する。当該計画には社内各部門による業務報告を含み、これに従って、取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は報告を実施する。

② 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、会社の業績・信用に大きな悪影響を及ぼしたもの、又はそのおそれのあるもの、グローバル行動規範その他の行動規範への重大な違反行為、又はそのおそれのあるもの、及びこれに準じる事項を発見した場合、速やかに当社の監査委員会に報告する。

③ 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

④ 内部監査部門は、リスクベースの監査計画及び監査発見事項等を当社の監査委員会に継続的に報告する。

(b) 子会社の取締役、監査役その他の役員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制

① 当社の監査委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、定期的にグループ各社の監査役と情報及び意見の交換を行い、グループ各社の監査役は、当社の監査委員会に対して、グループ全体に影響を与える事項を中心に報告を行う。

② グループ会社の役員等及び使用人は、当社の監査委員会から業務の執行状況について報告を求められた場合、迅速に対応する。

③ 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役及び使用人(内部監査部門に所属する者を含む。)は、上記(5)の体制を通じて報告を受けたグループ各社の事項について、上記(a)のとおり、当社の監査委員会に対して報告を実施する。

(c) 上記(a)ないし(b)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止するものとし、当該報告をした者を保護するために必要な措置をとるとともに、そのような不利な取扱いを行った者に対しては、懲戒処分を含めた厳正な対処を行う。

(8) 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員からその職務の執行について費用の前払や債務の弁済等の請求を受けた場合、会社法に従い、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するとともに、毎年、必要と認められる一定額の監査費用予算を設ける。

(9) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の監査委員会は、その構成員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることで、独立性をより強化する。その上で、監査委員会の監査の実効性を確保するため、常勤監査委員を1名以上置く。

② 監査委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と適宜連携する。監査委員会は、内部監査部門を管轄し、内部監査部門に対して監査に関する指示を行う。内部監査部門は、内部監査の基本方針、年度計画、予算及び人員計画について監査委員会の承認を得ることとし、監査委員会に対して継続的に職務の執行状況及び発見事項等を報告する。内部監査部門の責任者の人事及び評価については監査委員会の承認を得る。

③ 社長兼最高経営責任者を始めとする執行役と監査委員会は、定期的に又は監査委員会の求めに応じて会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- ④監査委員会は、重要会議等に出席し、意見を述べるができるほか、決裁書その他の重要書類を閲覧し、必要に応じて執行役及び使用人に対して説明又は報告を求めることができる。
- ⑤監査委員会は、必要に応じ、指名委員会及び報酬委員会との間で、相互に情報・意見交換を行う等、随時連携を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、会社として毅然とした態度で臨むものとし、当社の役員・従業員は、万一反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに上司並びに専門の委員会に報告し、その指示に従うものとしている。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレートガバナンス体制等に関する事項

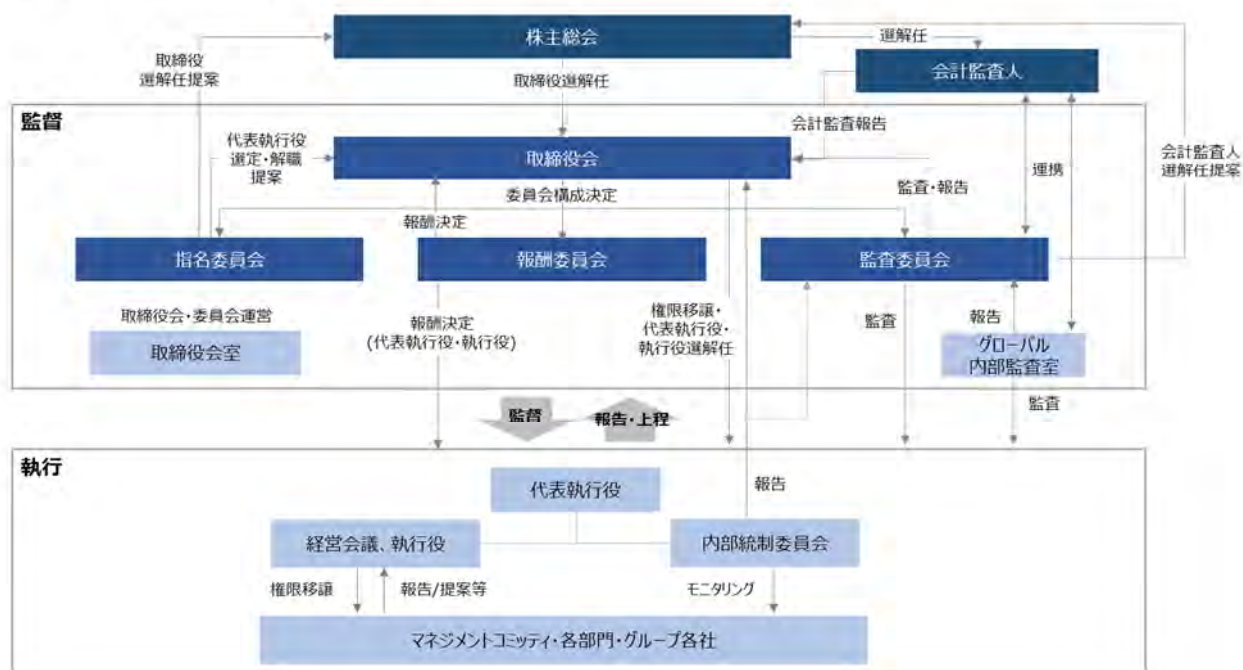
当社の会社情報は、最終的に情報取扱責任部署である IR 部に伝達され、IR 部において開示の要否を判断し、開示が必要な場合には IR 部より TDnet を使って、東京証券取引所に適時開示を行っている。

適時開示情報となりうる会社情報が IR 部に伝達されるルートは、以下のとおりである。

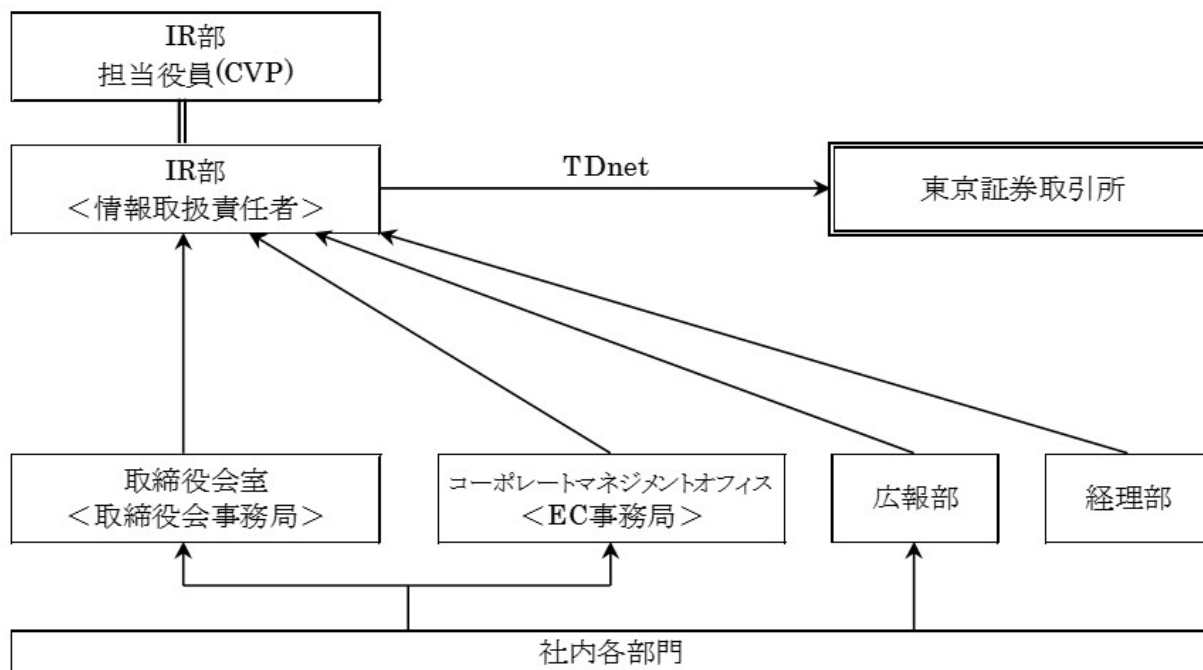
- (1) 決定事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、社内各部門より当社の業務執行を決定する機関である「取締役会」「エグゼクティブ・コミッティ(EC)」の事務局となる取締役会室及びコーポレートマネジメントオフィスに伝達され、IR 部には各事務局より取締役会及び EC の招集通知(議題及びその配布資料)によりその情報が伝達される。
- (2) 発生事実に関する情報(子会社に係る情報を含む)は、社内各部門より直ちに広報部に伝達され、IR 部にその情報が伝達される。
- (3) 決算に関する情報は、経理部より IR 部に伝達される。

その他、「2 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」―「1 機関構成・組織運営等に係る事項」のうち、「定款上の取締役の員数」は「6 名以上」である。

コーポレートガバナンス体制図



会社情報の適時開示に係る社内体制の状況



以上